

○高知県警察自動車運転代行業務取扱規程

平成27年 3 月31日

高知県警察本部訓令第10号

警察本部

警察署

改正 平成28年 3 月18日高知県警察本部訓令第 8 号
令和元年12月10日高知県警察本部訓令第 3 号
令和 3 年12月10日高知県警察本部訓令第26号
令和 4 年 3 月30日高知県警察本部訓令第18号
令和 6 年 3 月28日高知県警察本部訓令第 5 号
令和 6 年 4 月24日高知県警察本部訓令第14号

高知県警察自動車運転代行業務取扱規程を次のように定める。

高知県警察自動車運転代行業務取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、自動車運転代行業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)、自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号。以下「政令」という。)、自動車運転代行業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号)及び国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。)の規定に基づく自動車運転代行業務の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の受理等)

第2条 署長は、法第5条第1項に規定する認定の申請書(以下「申請書」という。)の提出があったときは、規則第4条に規定する申請書であること、当該申請書に法第5条第1項各号に掲げる事項が記載されていること及び政令第1条各号に掲げる申請者の区分に応じて定める書類が添付されていることを確認しなければならない。

2 署長は、申請書の提出を受けたときは、速やかに別記第1号様式の認定申請に対する調査報告書(以下この項において「調査報告書」という。)の調査事項について調査し、調査結果を記載した調査報告書に当該申請書の写し及び添付書類を添えて交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

3 交通企画課長は、前項の規定による報告があったときは、法第3条に規定する自動車運転代行業務の要件について審査し、別記第2号様式の認定申請に対する審査表を作成しなければならない。

- 4 交通企画課長は、前項の審査により、法第5条第2項の規定による認定(以下「認定」という。)又は同条第3項の規定による認定の拒否(以下「認定の拒否」という。)を行う必要があると認めたときは、法第5条第4項及び第28条の規定による高知県知事(以下「知事」という。)との協議について交通部長の決裁を受け、別記第3号様式の認定に関する協議書により、当該処分について知事に協議し、同意を得なければならない。

一部改正〔令和元年本部訓令3号〕

(認定申請の上申等)

- 第3条 交通企画課長は、前条第4項の協議により、知事の同意を得たときは、遅滞なく認定又は認定の拒否について上申しなければならない。
- 2 本部長は、前項の規定による上申により認定を決定したときは、直ちに署長に通知するとともに、速やかに別記第4号様式の認定通知書(以下この条において「認定通知書」という。)を作成し、署長に送付しなければならない。
- 3 交通部長は、第1項の規定による上申により公安委員会が認定の拒否を決定したときは、速やかに別記第5号様式の認定に関する通知書(以下この条において「認定に関する通知書」という。)を作成し、署長に送付しなければならない。
- 4 署長は、第2項の規定による通知を受けたときは直ちに申請者にその旨を通知し、認定通知書又は認定に関する通知書の送付を受けたときは速やかに申請者に交付しなければならない。この場合において、署長は、認定通知書の送付を受けたときは、別記第6号様式の自動車運転代行業者認定台帳を作成して保管しなければならない。
- 5 署長は、認定通知書又は認定に関する通知書を申請者に交付するときは、申請者から別記第7号様式の受領書(以下「受領書」という。)を徴し、速やかに交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

一部改正〔令和元年本部訓令3号・6年5号〕

(認定の取消し)

- 第4条 署長は、認定を受けた自動車運転代行業者が法第7条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに調査を行い、別記第8号様式の認定取消事案発見報告書を作成し、交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。
- 2 交通企画課長は、前項の報告があったときは、法第7条第2項及び第28条の規定による知事との協議について交通部長の決裁を受け、別記第9号様式の認定取消協議書により、当該処分について知事に協議し、同意を得なければならない。
- 3 交通企画課長は、前項の協議により知事の同意を得たときは、別記第10号様

式の自動車運転代行業者等行政処分上申書(以下「行政処分上申書」という。)により、当該処分について公安委員会に上申しなければならない。

- 4 交通部長は、前項の規定による上申により公安委員会が認定の取消しを決定したときは、別記第11号様式の認定取消処分通知書(以下この条において「認定取消処分通知書」という。)を作成し、署長に送付しなければならない。
- 5 署長は、前項の規定による認定取消処分通知書の送付を受けたときは、速やかに当該処分の対象となる自動車運転代行業者に認定取消処分通知書を交付するとともに、受領書を徴し、交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

一部改正〔令和6年本部訓令5号〕

(変更の届出)

第5条 署長は、法第8条第1項に規定する変更の届出(以下この条において「変更届出」という。)があったときは、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 当該変更届出が、規則第9条に規定する届出書(以下「変更届出書」という。)によるものであること。
 - (2) 変更届出書に政令第3条第1項に規定する事項を記載していること。
 - (3) 政令第3条第2項各号に掲げる変更に係る事項の区分に応じ、当該各号に定める書類が添付されていること。
- 2 署長は、変更届出書の提出を受けたときは、変更届出書の写しを作成し、関係書類を添えて交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。
 - 3 交通企画課長は、前項の規定による報告があったときは別記第12号様式の変更届出通知書を作成し、法第8条第2項及び第28条の規定による知事に対する届出の通知をしなければならない。

一部改正〔令和元年本部訓令3号〕、旧6条を一部改正し繰上〔令和6年本部訓令5号〕

(廃業等の届出)

第6条 署長は、法第9条第1項及び第2項の規定による廃業等の届出があったときは、当該届出が規則第10条に規定する届出書(以下「廃業等届出書」という。)によるものであること及び当該廃業等届出書の記載事項に不備がないことを確認しなければならない。

- 2 署長は、廃業等届出書の提出を受けたときは、廃業等届出書の写しを作成し、交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。
- 3 交通企画課長は、前項の規定による報告があったときは、別記第13号様式の廃業等の届出に関する通知書を作成し、法第9条第3項及び第28条の規定による知事に対する通知をしなければならない。

旧 7 条を一部改正し繰上〔令和 6 年本部訓令 5 号〕

(報告及び立入検査)

第 7 条 署長は、法第 21 条の規定により自動車運転代行業者等(自動車運転代行業者又は認定を受けないで自動車運転代行業を営む者をいう。以下同じ。)に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を実施したときは、別記第 14 号様式の立入検査等実施結果表を作成し、交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

2 署長は、法第 21 条の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を実施するときは、交通を担当する職員又は署長が指定する職員に行わせるものとする。

3 立入検査の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 営業所への立入りは、自動車運転代行業者等の営業を妨げることのないようにするとともに、別記第 15 号様式の身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(2) 書類、帳簿類その他の物件の検査は、当該営業所の責任者又はこれに代わる者を立ち会わせて紛議が生じないようにしなければならない。

旧 8 条を繰上〔令和 6 年本部訓令 5 号〕

(行政処分の報告等)

第 8 条 署長は、自動車運転代行業者に対し、法第 22 条第 1 項の規定による指示を行う必要があると認めたときは、別記第 16 号様式の行政処分事案発見報告書(以下この条において「行政処分事案発見報告書」という。)に疎明資料を添え、交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

2 署長は、自動車運転代行業者等に対し、法第 23 条第 1 項の規定による営業の停止の命令又は法第 24 条第 1 項の規定による営業の廃止の命令を行う必要があると認めたときは、行政処分事案発見報告書に疎明資料を添え、交通企画課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

3 交通企画課長は、第 2 項の規定による報告があったときは、法第 23 条第 3 項及び第 28 条の規定又は法第 24 条第 2 項及び第 28 条の規定による知事との協議について交通部長の決裁を受け、別記第 17 号様式の営業の停止命令協議書又は別記第 18 号様式の営業の廃止命令協議書により、当該処分について知事に協議し、同意を得なければならない。

4 交通企画課長は、前項の協議により知事の同意を得たときは、速やかに行政処分上申書により当該処分について公安委員会に上申しなければならない。

5 法第 19 条の規定により読み替えて適用される道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)の規定による自動車運転代行業者に対する処分の手続については、別に定め

るものとする。

旧9条を繰上〔令和6年本部訓令5号〕

(行政処分の執行)

第9条 交通企画課長は、次の各号に掲げる処分が決定したときは、当該各号に定める書類を作成し、当該自動車運転代行業者等の主たる営業所の所在地を管轄する署の署長に送付しなければならない。

(1) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示 別記第19号様式の指示書

(2) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業の停止の命令 別記第20号様式の営業停止命令書

(3) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業の廃止の命令 別記第21号様式の営業廃止命令書

2 署長は、前項の規定による書類の送付を受けたときは、速やかに当該書類を処分の対象となる自動車運転代行業者等に交付するとともに、受領書を徴し、交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

4 交通企画課長は、法第22条第1項又は法第25条第2項第1号の規定による指示が行われたときは、別記第22号様式の指示通知書を作成し、法第22条第1項後段及び第28条の規定による知事に対する通知をしなければならない。

旧10条を繰上〔令和6年本部訓令5号〕

(行政指導)

第10条 署長は、前条第1項各号に掲げる処分が決定した場合を除き、自動車運転代行業者の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、行政指導を行うものとする。

2 署長は、前項の規定による行政指導を行う場合は、交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

3 署長は、第1項の規定による行政指導を行うときは、別記第23号様式の注意書を作成し、当該自動車運転代行業の経営に関して責任のある者に交付するとともに、当該者から別記第24号様式の注意書受領書を徴し、交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

旧11条を繰上〔令和6年本部訓令5号〕

(処分移送通知書の送付)

第11条 交通企画課長は、法第25条第1項の規定により規則第17条に規定する処分移送通知書を送付するときは、処分に係る事案に関する資料その他処分を行うために必要となる資料を併せて送付しなければならない。

一部改正〔令和元年本部訓令3号〕、旧12条を繰上〔令和6年本部訓令

5号]

(資料等の整備)

第12条 署長は、申請書、変更届出書、安全運転管理者等届出書若しくは受領書又は行政処分関係書類等を取り扱ったときは、当該書類の写しを作成し、自動車運転代行業者認定台帳に添付するものとする。

2 署長は、申請書、変更届出書等の提出を受けたとき又は自動車運転代行業者に係る処分に関する通知書等の書類の送付を受けたときは、別記第25号様式の受付簿に記載し、その処理結果を明らかにしておかなければならない。

旧13条を繰上〔令和6年本部訓令第5号〕

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(高知県警察自動車運転代行業の警察署事務取扱規程の廃止)

2 高知県警察自動車運転代行業の警察署事務取扱規程(平成14年5月本部訓令第13号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月18日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月10日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年12月10日高知県警察本部訓令第26号)

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日高知県警察本部訓令第18号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月24日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、令和6年4月24日から施行する。

(別記様式省略)